

# 社会福祉法人東京都社会福祉事業団役員及び 評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

〔平成29年6月23日〕  
規程第34号

## （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人東京都社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第8条及び第22条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給の基準及びその額並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、理事会において理事長に選定された者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）、交通費等の経費をいう。

## （報酬等の支給）

第3条 常勤役員の報酬等は、報酬、調整手当及び特別手当とし、別表第1に定める1人当たりの年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。ただし、社会福祉法人東京都社会福祉事業団就業規則第1条第2項に規定する派遣職員、正規職員又は嘱託員として給与の支給を受ける役員には支給しない。

2 非常勤役員の報酬等は日額とし、非常勤役員が、理事会、評議員会若しくは評議員選任・解任委員会に出席したとき、事業団の業務のため出勤したとき、又は監事がその職務を執行するために出勤したときは、別表第2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

3 評議員の報酬等は日額とし、評議員会に出席したとき又は事業団の業務のため出勤したときは、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第3に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 前条各項に規定する報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(就任又は退任時の報酬)

第5条 月の初日以外の日において、新たに選任された常勤役員に支給する当月分の報酬の額は、第3条に基づいて定める額を当該月の日曜日、土曜日又は休日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員となった日から月の末日までの日曜日、土曜日又は休日以外の日の数を乗じて得た額とする。

2 常勤役員が死亡し、又は、法人の都合により解任されたときは、死亡又は解任の当月分の報酬の額は、それぞれ第3条に基づいて定める額とする。

3 常勤役員が前項に規定する事由以外の事由により、月の末日以外の日において退職し、又は、解任されたときは、退職又は解任の当月分の報酬の額は、それぞれ第3条に基づいて定める額を当該月の日曜日、土曜日又は休日以外の日の数で除して得た額に、月の初日からその者が役員であった日までの日曜日、土曜日又は休日以外の日の数を乗じて得た額とする。

(再任時の報酬)

第6条 前条第2項の規定により、解任当月の報酬全額の支払いを受けた常勤の役員が解任された日の属する月のうちに再任されたときは、その月の報酬は支払わない。

2 前項に定める以外の再任のときは、新たに就任したときの例による。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給するものとする。

2 通勤手当の月額は、社会福祉法人東京都社会福祉事業団給与規程(以下「給与規程」という。)第16条第2項及び第3項の規定の例による。

(給与規程の準用)

第8条 常勤役員の報酬等の支給方法、支給手続きその他については、この規程に定めるほか給与規程の例による。

(費用の弁償)

第9条 事業団は、役員及び評議員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第2項及び第3項に定める報酬を受け取る非常勤役員及び評議員には、その職務を行うために要する費用が報酬額を上回る場合に限り、その差額を支給する。

4 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(備置き及び閲覧等)

第10条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬等の支給の基準を記載した書類とし、主たる事務所に備え置くとともに、請求があったときは閲覧に供するものとする。

(規定の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

(施行日)

この規程は、評議員会の議決のあった日から施行し、第3条第1項に規定する別表第1は平成29年4月1日から適用する。

(廃止)

この規程の施行に伴い、「社会福祉法人東京都社会福祉事業団役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償に関する規程」(平成10年6月29日規程第4号)及び「社会福祉法人東京都社会福祉事業団の非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対する費用弁償支給要綱」(平成10年8月27日付10社事総第140号理事長決定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から適用する。

別表第1 常勤役員の報酬等

役職	年度総額 (1人当たり)
理事(常勤)	14,160,000円以下

別表第2 非常勤役員の報酬等

役職	日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年度総額 (合計)
理事(非常勤)	10,000円	80,000円	640,000円
監事(非常勤)	10,000円	150,000円	300,000円

別表第3 評議員の報酬等

役職	日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年度総額 (合計)
評議員	10,000円	50,000円	500,000円